

平成21年6月24日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲二丁目7番2号

前澤化成工業株式会社

代表取締役社長 難 波 理 夫

第55回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第55回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたので、ご通知申し上げます。

なお、Business Report 2009を同封いたしましたので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

報 告 事 項

1. 第55期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第55期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

1. 剰余金の処分に関する事項

- ①減少する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,000,000,000円
- ②増加する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000円

2. 期末配当に関する事項

期末配当金は、1株につき16円50銭（中間配当金を含め、当期の年間配当金は、1株につき33円）と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
定款の変更内容は次のとおりであります。

1. 今後の事業展開に備えるため、事業目的の追加を行ったものであります。
2. 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号）が平成21年1月5日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと（いわゆる「株券の電子化」という。）から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除およびその他所要の変更を行ったものであります。
3. また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けたものであります。
4. 株主の皆様の権利行使に関する手続を株式取扱規則の中で定めることを明確にするため、変更前定款第13条において所要の変更を行ったものであります。

（下線は変更部分）

変 更 前	変 更 後
(商号) 第1条 (条文省略) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 硬質塩化ビニルおよびその他各種プラスチックの成形、加工ならびに販売 2. <u>上下水道用機器の製造ならびに販売</u> 3. <u>住宅関連機器、器材の製造ならびに販売</u> 4. <u>浄化槽および水処理装置の設計・施工ならびに製造・販売</u> 5. <u>管および水道施設工事、その他の土木・建築工事の設計、施工ならびに請負</u> 6. <u>浄化槽および水処理装置の維持管理業務</u>	(商号) 第1条 (現行どおり) (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 硬質塩化ビニルおよびその他各種プラスチックの成形、加工ならびに販売 2. <u>プラスチック・合成塩化ビニル等の樹脂の研究、開発ならびに製造、販売</u> 3. <u>バイオテクノロジーの研究、開発ならびに製造、販売</u> 4. <u>上下水道用機器の製造ならびに販売</u> 5. <u>住宅関連機器、器材の製造ならびに販売</u> 6. <u>浄化槽および水処理装置の設計・施工ならびに製造・販売</u>

変 更 前	変 更 後
<p><u>7. 不動産の売買、賃貸借、管理、斡旋ならびに土地の造成、分譲</u></p> <p><u>8. 住宅の建設ならびに販売</u></p> <p><u>9. 家庭用電気製品および電気機械器具の取次販売</u></p> <p><u>10. 光学機器の取次販売</u></p> <p><u>11. コンピュータ機器およびコンピュータソフトの取次販売</u></p> <p><u>12. 前各号に附帯する一切の事業</u></p>	<p><u>7. 管および水道施設工事、その他の土木・建築工事の設計、施工ならびに請負</u></p> <p><u>8. 浄化槽および水処理装置の維持管理業務</u></p> <p><u>9. 不動産の売買、賃貸借、管理、斡旋ならびに土地の造成、分譲</u></p> <p><u>10. 住宅の建設ならびに販売</u></p> <p><u>11. 家庭用電気製品および電気機械器具の取次販売</u></p> <p><u>12. 光学機器の取次販売</u></p> <p><u>13. コンピュータ機器およびコンピュータソフトの取次販売</u></p> <p><u>14. 健康食品の取次販売</u></p> <p><u>15. 前各号に附帯する一切の事業</u></p>
<p>第3条～第6条 (条文省略) <u>(株券の発行)</u></p>	<p>第3条～第6条 (現行どおり)</p>
<p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第8条 (条文省略) (<u>単元株式数および単元未満株券の不発行</u>)</p>	<p>第7条 (現行どおり) (単元株式数)</p>
<p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2 当社は、第7条の規定に係わらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u></p>	<p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p>
<p>第11条 (条文省略)</p>	<p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>	<p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p>第13条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第12条 当社の株主権行使の<u>手続その他株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
<p>第14条～第49条 (条文省略)</p>	<p>第13条～第48条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
(新設)	<u>附則</u> <u>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u>
(新設)	<u>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u>

- 第3号議案** 取締役6名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、取締役に難波理夫、池嶋勝治、遠藤俊哲、湯浅 茂、矢代直志、吉岡典彦の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第4号議案** 監査役2名選任の件
本件は、原案どおり承認可決され、監査役に齋藤 榮、久野義行の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
- 第5号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案どおり退任取締役石橋泉三氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会に一任することに承認可決されました。
なお、経営改革の一環として、平成16年6月24日後、役員退職慰労引当金の新規の積立を停止しており、本議案に基づき贈呈する退職慰労金は、取締役の就任時から平成16年6月24日までの在任中の功労に報いるためのものです。

以 上

なお、本定時株主総会終了後開催の取締役会および監査役会において、代表取締役および役付取締役ならびに常勤監査役が選定され就任いたしました。

あわせて、当社新体制は以下のとおりとなります。

代表取締役社長	難	波	理	夫	
専務取締役 上席執行役員	池	嶋	勝	治	(前常務取締役 上席執行役員)
常務取締役 上席執行役員	遠	藤	俊	哲	
常務取締役 上席執行役員	湯	浅		茂	(前取締役 上席執行役員)
取締役 執行役員	矢	代	直	志	
取締役 執行役員	吉	岡	典	彦	
常勤監査役 監査役 監査役	樋	口	二三	昭	
	齋	藤		榮	弁 護 士
	高	橋		徹	特定社会保険労務士
	久	野	義	行	公 認 会 計 士
執行役員	小	林	良	明	
執行役員	石	田	雄	二	
執行役員	住	友	耕	次	
執行役員	窪	田	政	弘	

~~~~~  
配当金のお支払いについて

第55期期末配当金は、1株につき16円50銭と決定いたしました。

期末配当金は6月25日からお支払いを開始いたしますので、同封の配当金領収証により最寄りのゆうちょ銀行、郵便局でお受け取り願います。お受け取りの際は、配当金領収証のご注意書きをご覧ください。

なお、銀行口座へ振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」を同封いたしましたので、ご確認願います。

## お知らせ

1. 株主様のご住所・お名前に使用する文字に関するご案内  
株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構(ほふり)が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。

2. 上場株式配当等の支払いに関する通知書について

租税特別措置法の平成20年改正(平成20年4月30日法律第23号)により、平成21年1月以降にお支払する配当金について株主様宛に配当金額や源泉徴収税額等を記載した「支払通知書」を送付することが義務づけられました。

配当金額収証にてお受取りの株主様は年末または翌年初に「支払通知書」を送付いたしますのでご覧ください。

口座振込を指定されている株主様は配当金支払いの際送付している「配当金計算書」が「支払通知書」となります。なお、両書類は確定申告を行う際その添付資料としてご使用いただくことができます。



環境にやさしく……本紙は再生紙を使用しております。